

平成 19 年 2 月 9 日

各位

株式会社 りそな銀行

住宅ローンご利用者に対する A T M 利用手数料キャッシュバックサービスの取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）は、平成 19 年 3 月 2 日より住宅ローンをご利用中の皆様に対し、A T M 利用手数料のキャッシュバックサービスを開始いたします。

りそな銀行では、現在約 30 万人のお客さまに住宅ローンをご利用いただいております。住宅ローンご利用中のお客さまの一層の利便性向上を目的に同サービスの取り扱いを行うこととしました。

りそなグループでは今後とも、お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層商品・サービスの充実を図ってまいります。

<住宅ローンご利用者に対する A T M 利用手数料のキャッシュバックサービス概要について>

項目	内容
ご利用対象者	りそな銀行にてご本人がお住まいになる目的で 当社所定の基準を満たす住宅関連ローンをご利用中のお客さま （一部対象とならない商品があります）
キャッシュバック対象口座	当該住宅関連ローンのご返済口座として指定いただいている当社口座 複数のお口座をご利用の場合も住宅ローン返済口座のみが対象となります。
キャッシュバック対象となるお取引	<ol style="list-style-type: none"> 当社 A T M 時間外手数料（回数制限はありません） りそな銀行、埼玉りそな銀行 A T M の時間外手数料が対象となります。ただしカード振込時の振込手数料は対象外となります。 コンビニ A T M 等ご入金・ご出金手数料（月間最大 3 回まで） セブン銀行、ローソン、イーネット、J R 東日本（ビューアルutte）が設置する A T M のご利用手数料に限りです。ただしカード振込時にかかるコンビニ A T M 利用手数料等は対象外となります。 月間のご利用の内、月初から 3 回分を対象とします。 他行 A T M ご入金・ご出金手数料（月間最大 3 回まで） 他行（上記 1 . 2 を除く）A T M ご利用手数料を対象とします。ただしカード振込時にかかる他行 A T M 利用手数料等は対象外となります。 月間のご利用の内、月初から 3 回分を対象とします。
キャッシュバックの方法	<p>キャッシュバックの対象となる口座を毎月判定し、判定月の翌々月の A T M ご利用手数料がキャッシュバックの対象となります。</p> <p>ご新規に住宅ローンをご利用いただいた場合は、ご融資日の翌々月における A T M ご利用手数料よりキャッシュバックの対象となります。</p> <p>月間にお支払いされた上記の A T M 手数料合計額を、当該手数料が引き落とされた口座へご利用月の翌月初第 2 営業日に返戻します。</p> <p>キャッシュバック時の通帳摘要欄には「ジ ュウカク」と記載されます。</p>
その他	<p>ご利用中の住宅ローンや他のお借入に延滞が発生した場合は、キャッシュバックの対象外となります。</p> <p>当該住宅関連ローンをご完済された時点でサービスの提供を終了します。</p> <p>「りそなポイントバンク」等他のサービスにて既にキャッシュバックの対象となっている場合は重複してのキャッシュバックを行いません。</p> <p>一部のコンビニ A T M、他行 A T M ではご入金のお取引ができません。</p> <p>本サービスはりそな銀行のみの取扱となります。</p>

* 詳しいサービス内容は商品説明書等でご案内しています。

以上